

## 河川分科会河川整備基本方針検討小委員会報告

(庄内川水系、沙流川水系、紀の川水系、常願寺川水系、吉野川水系)

### ●小委員会開催

- 平成17年3月29日 庄内川水系
- 平成17年4月12日 庄内川水系
- 平成17年9月 7日 庄内川水系、沙流川水系、紀の川水系
- 平成17年9月16日 常願寺川水系、吉野川水系
- 平成17年9月22日 沙流川水系、紀の川水系
- 平成17年9月26日 常願寺川水系、吉野川水系

### ●各水系に関する主な委員意見、質問とこれに対する対応、説明

#### ○ 庄内川水系

(計画基準点と計画規模)

【意見】事務局の当初案では、流域の大きさ、想定氾濫区域の状況等から、計画基準点を下流の枇杷島地点で代表させることとしているが、庄内川下流部には人口資産が稠密な地域が広がっていること、高い堤防で守られているので破堤した場合の被害が他地域よりも激甚化する恐れがあることを踏まえ、下流への洪水負荷をできるだけ軽減する観点から、既定計画と同様、上流の多

治見地点を計画基準点として残し、その計画規模1/100を明記すべきではないか。

【対応】既定計画と同様、上流の多治見地点を基準地点とした。

(超過洪水対策の考え方)

【意見】人口資産が稠密な市街地が広がる庄内川下流部については、超過洪水に対する考え方をより明確にすべきではないか、特に河口より19.4km地点に庄内川から新川に超過洪水時に越流する新川洗堰があり、新川洗堰がこれまで有してきた機能については、水系全体として考えるべきではないか。

【対応】超過洪水に対しては、被害レベルをできるだけ軽減できるよう、中上流部の河道掘削や内水排除について水系全体にわたる的確な規制等を行うことを記述することとした。

## ○ 沙流川水系

【説明】沙流川水系の河川整備基本方針を平成11年12月に策定したが、平成15年に計画を上回る出水があったため、基本高水のピーク流量を5,400m<sup>3</sup>/sから6,600m<sup>3</sup>/sに変更する必要があると考えられる。

【意見】河口閉塞等の防止のための導流堤等の影響により、河口付近で河床が低下し、シシャモの産卵床に影響があるのではないか。

【対応】河道掘削の際にはシシャモの産卵床に配慮した河川改修を行うとともに、河床変動等の河川の変化がシシャモの産卵床に与える影響の把握に努め、

必要に応じて対策を講ずるなど、シシャモの生育環境に配慮することを記述することとした。

【質問】水質の環境基準について、基準の考え方、類型の見直しはどのようにおこなっているか。

【説明】水質汚濁に係る環境基準について、環境基準は単にBODだけで定めているのではなく、BOD以外にも大腸菌群数、SS、DOなども考慮した総合的な基準である等、環境基準にかかる制度の概要、類型の見直しについては、各項目の現状、流域内の状況等を考慮し、適宜行っている。

## ○ 紀の川水系

(正常流量の算出の考え方)

【質問】流水の正常な機能を維持するため必要な流量について、動植物の保護や流水の清潔の保持などについて、算出の考え方等わかりやすい説明してほしい。

【説明】流水の正常な機能を維持するため必要な流量の算定についての基本的な考え方、及び動植物の生息地又は生育地の状況、漁業、景観、流水の清潔の保持、舟運、塩害の防止、河口閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持の各観点から必要な流量の算定について具体的な検討内容について説明。

【意見】アユをはじめとする生物が河川と海との間を行き来できて再生産につなが

るような環境が健康な生態系であるので、そのような川づくりを目指すべき。

【対応】アユ等の回遊性魚類が生活史を全うできるような縦断的な生息環境の保全に努めると記述することとした。

(流水の正常な機能を維持するため必要な流量の記載方法)

【意見】流水の正常な機能を維持するため必要な流量について、他の河川と比べても現実の河川流況との間の乖離が大きいことから、そのような状況がわかるような記述にすべき。

【対応】河川の流況について、従来からの記述に加えて、概ね10年に1回程度の規模の渇水流量等の渇水流況についても「1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針(1)流域及び河川の概要」の中に記述することとした。

## ○常願寺川水系

【意見】砂防ダム等河川の施設が文化財になっていることを記述して頂きたい。

【対応】白岩砂防堰堤、本宮砂防堰堤等が登録有形文化財であることから本文にも記述することとした。

【質問】急流河川では、堤防の高さではなく護岸や前腹付け工等の堤防強化が非常に重要であることから、堤防強化の現状と今後の考え方を示してほしい。

【説明】常願寺川等の急流河川において、洗掘と側方浸食に着目した堤防の評価方法、それを踏まえた今後の整備の考え方について説明。

【意見】これまで決定が保留されることが多かった急流河川、扇状地河川における

流水の正常な機能を維持するため必要な流量について、河口から3kmまでの一部区間ではあるものの設定を行ったことについて評価する。

【意見】扇状地河川における河道と扇状地内の水収支機構の検討を進めるべき。

【意見】上流の砂防事業と下流の河川事業の連携についての検討が重要である。

## ○吉野川水系

- ・ 9月26日の二回目の審議に先立って、「吉野川流域ビジョン21委員会」から「吉野川可動堰計画に代わる第十堰保全事業案と森林整備事業案の研究結果報告書」(以下、「ビジョン21委員会報告書」という。)を小委員会各委員に配布してほしい旨の要望があり、委員長の判断により、各委員に事前に配布し、同報告書の内容も踏まえて、小委員会で意見を出していただくよう各委員にお願いした。

### (森林の機能の評価)

【意見】水源涵養機能を持つ森林を整備し、基本高水のピーク流量を低減すべきであるとするビジョン21委員会報告書について、治水計画の対象とするような大雨と中小降雨とでは流出形態が異なり、中小降雨の観測データを基にした同報告書の見方は誤っている。森林機能の評価方法は非常に難しく、今後も、研究者や関係行政機関が連携して調査検討することは重要である。

【意見】ビジョン21委員会報告書では土壌のA層のみに着目した評価であり、集中豪雨時にはその下のB層の評価が重要であること、現状では、森林整備が遅

れており、このまま放置すれば、A層が流出して、洪水流出量は大きくなるおそれがある。

【意見】ビジョン21委員会報告書にも林業の担い手が不足しているとの記述もあり、森林整備を担保した計画に不安がある。

(第十堰関係)

(吉野川第十堰に関わるこれまでの経緯について事務局より説明。)

<参考>

・経緯

吉野川第十堰は、旧吉野川沿川の農業用水の確保、塩害の防止のため、1752年に設置された斜め固定堰で従前から老朽化や安全性の観点から懸念

昭和 41 年7月 徳島県知事が建設大臣に対し、早明浦ダムの建設に関する基本計画(案)に対する意見の提出時に第十堰、第十樋門の改修等の早期実施について、国の格段の配慮を要望

平成3年4月 吉野川第十堰改築事業 建設着手

平成7～10年 吉野川第十堰建設事業審議委員会は事業実施を妥当と評価

平成8～12年 徳島県議会及び流域内多数の市町村議会において第十堰改築促進決議がなされる

平成 12 年1月 徳島市が住民投票を実施

平成 12 年8月 与党三党(当時)が政府に対し、「吉野川第十堰改築事業」について勧告

「現堰の改築の必要性については、ほとんどの人が認めるところであるが、膠着したこの現状を打破するためには、政府の現行計画を白紙に戻し、新河川法の趣旨にのっとり地元住民の意見を反映しつつ、洪水防止、水利用の観点から新たな計画を策定する」

平成 12～16年 検討の場づくり、代替案についての検討・調整

平成 16 年3月 徳島県知事から国に要望

1. 吉野川の河川整備計画について

・吉野川流域における治水・利水・環境の諸課題が解決できるよう、早期に河川整備計画を策定すること

・諸課題を検討する場合は、①計画的に実施すべき無堤地区の解消や内水対策を検討する場 ②抜本的な第十堰の在り方を検討する場 を併せて設置すること

・それぞれの検討の場での議論の進捗度合いを踏まえつつ、柔軟な計画策定について配慮すること

## 2. 吉野川第十堰について

- ・緊急的、応急的な対策として、早期に維持補修を実施すること
- ・抜本的な第十堰の在り方を検討する場では、まずは可動堰以外のあらゆる方法から検討すること、地域と連携しながら第十堰を核とした地域づくりができるよう配慮すること

平成 16 年4月 四国地方整備局は徳島県知事からの要望も踏まえ、『「よりよい吉野川づくり」に向けて』を公表

1. よりよい吉野川づくりに向けた具体的な計画を ①「吉野川の河川整備」(但し、抜本的な第十堰の対策のあり方を除く) ②「抜本的な第十堰の対策のあり方」の2つに分けて検討し、おのおのの検討内容・進捗状況を勘案して、河川整備計画を早期に策定する
2. 吉野川の河川整備については、早急に水系全体の治水・利水・環境の幅広い観点から調査を行い、整理し、徹底した情報公開と住民参加のもとに必要な検討を進める
3. 第十堰については、抜本的な対策とは別に必要な補修を適宜行うとともに、「抜本的な第十堰の対策のあり方」については、吉野川水系を現状よりも少しでも良くするため、可動堰にこだわらずに、これまで検討していない可動堰以外の方法について検討を進め、あらゆる選択肢について評価を行って結論を得たい

【意見】第十堰は様々な欠陥を有する問題の大きい堰であり、基本方針が対象としている長期的スパンで評価すれば、単なる修理では十分な役割を果たさないおそれがあるため、事務局案のような既設固定堰の修理でも十分とも読める記述振りは疑問である。

【意見】第十堰について評価は明確になっていないことが分かる記述振りをすべきではないか。

【意見】第十堰について小委員会としてのコメントをだしたらどうか。

【意見】ビジョン21委員会報告書における「高水流量が流下するときに、固定堰であることによる上流部のせき上げが、国交省の主張の42cmであったとしても、これは堤防天端の僅かな嵩上げで十分吸収できる量であり、大きな問題には

なり得ない。」との記述は、安全工学の視点が欠落している。例えば、堤防と堰が存置した状態で堤防が99回勝っても1回堰が勝って破堤した場合には安全工学の視点からは安全とは言えない。そのリスクを流域社会が受け入れられるのか検討の必要がある。また、多摩川水害訴訟最高裁判所判例は河川工作物の設置については河川管理者の責任を大変厳しく認定している。

【対応】事務局案は、河川整備基本方針は長期的な河川の整備の方針を定めるものであり、整備により達成すべき機能等の目的や方向性を示すもので、個別施設の構造等を規定するものではないことから、第十堰を含む既設固定堰に関する記述は、「治水上支障となる既設固定堰については、必要な対策を行い、計画規模の洪水を安全に流下させる」というものであったが、小委員会としては、様々な意見も踏まえ、事務局案を修正しないこととした。

(その他)

【意見】早明浦ダムからの放流水の濁水の長期化が課題であり、上流の土砂流出抑制の観点から森林保全等は重要である。

【対応】早明浦ダムの濁水の長期化対策として、植樹等の実施等の土砂流出抑制対策を推進する旨を本文に記述することとした。

【意見】中央構造線が引き起こす大規模地震にともなう土砂崩壊による河道閉塞等に起因する災害も視野に入れ、砂防事業との連携や対策が重要である。

【対応】大規模地震等にともなう大規模な山腹の崩壊による河道閉塞等に起因する洪水等については、計画の想定を超えるものであり、防災に関する情報伝

達体制、警戒避難体制の充実等による対応等により、土砂崩壊等による被害も極力抑える旨を記述することとした。

【意見】水害防備林と河道内樹木は機能面で異なることから分けて記述すべき。

【対応】水害防備林や樹林帯については、治水上の機能を考慮し整備・保全とし、河道内樹木は適正管理として分けて記述することとした。

【意見】洪水時や渇水時の対策として既設ダムの堆砂容量や利水容量を有効活用すべきではないか。

【対応】洪水調節、水資源開発を行うにあたっては、関係機関と調整しながら利水容量や堆砂容量等の有効活用等を行う旨を本文に記述することとした。